

別表 2 さくら苑 ショートステイ 1日あたり利用料金表（介護度別・居室別・保険料段階別）

	短期入所生活介護費 (介護保険給付)			居住費 1日当り				食費 1日当り				合計			
	単位	1日当り サービス費	1日当り 自己負担	利用者負担				利用者負担				利用者負担			
		円	円	第1段階 [円]	第2段階 [円]	第3段階 [円]	第4段階 [円]	第1段階 [円]	第2段階 [円]	第3段階 [円]	第4段階 [円]	第1段階 [円]	第2段階 [円]	第3段階 [円]	第4段階 [円]
要介護1	909	9,245 (18,490)	925 (1,850)	820	820	1,310	1,970	300	390	650	1,380	2,045 (2,970)	2,135 (3,060)	2,885 (3,810)	4,275 (5,200)
要介護2	975	9,916 (19,832)	992 (1,984)	820	820	1,310	1,970	300	390	650	1,380	2,112 (3,104)	2,202 (3,194)	2,952 (3,944)	4,342 (5,334)
要介護3	1,046	10,638 (21,276)	1,064 (2,128)	820	820	1,310	1,970	300	390	650	1,380	2,184 (3,248)	2,274 (3,338)	3,024 (4,088)	4,414 (5,478)
要介護4	1,112	11,309 (22,618)	1,131 (2,262)	820	820	1,310	1,970	300	390	650	1,380	2,251 (3,382)	2,341 (3,472)	3,091 (4,222)	4,481 (5,612)
要介護5	1,178	11,980 (23,960)	1,198 (2,396)	820	820	1,310	1,970	300	390	650	1,380	2,318 (3,516)	2,408 (3,606)	3,158 (4,356)	4,548 (5,746)

※1 要介護1 (677単位)、要介護2 (743単位)、要介護3 (814単位)、要介護4 (880単位)、要介護5 (946単位)

※2 単位には短期生活機能訓練体制加算 (12単位)、夜勤職員配置加算Ⅱ (18単位)、サービス提供体制強化加算Ⅰ (18単位)、送迎加算 (184単位)を含んで計算しております。

※3 上記の他に、介護職員処遇改善加算Ⅰ (所定単位数に 8.3% を乗じた単位数で算定) を算定いたします。固定の単位数ではない為、上記の料金計算には含まれておりません。

※4 一時負担金が次の場合が変わることがあります。療養食加算 (23単位) / 1日の食事回数 個別機能訓練加算 (56単位) / 実施の回数

※5 料金表は1日当りの料金 [ ( ) 内は2割負担料金 ] となっております。なお端数処理により合計数が異なる場合があります。

例) 1泊2日ご利用の場合…合計料金×2 2泊3日ご利用の場合…合計料金×3で算定されます。

※6 食費の内訳は朝食 380円、昼食 550円、夕食 450円となっております。

別表3 加算項目の詳細

	項目・単位	負担額	内 容
体制加算	短期生活機能訓練体制加算 (1日12単位)	約13円/日	機能訓練指導員を配置することにより、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は減退を防止するための運動を実施します。
	サービス提供体制強化加算Ⅰ (1日18単位)	約19円/日	施設職員のうち介護福祉士の有資格者が全体の60%以上配置している場合に加算され、当施設は適応となっております。
	夜勤職員体制加算Ⅱ (1日18単位)	約19円/日	夜間帯に関わる時間に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に基づき、職員を配置した場合に算定されます。
	介護職員処遇改善加算Ⅰ (所定単位数に8.3%を乗じた単位数で算定)	利用日数や加算内容により変動する	<p>以下の要件に適合している場合に算定</p> <p>(1) 介護職員の賃金の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>(3) 当該事業者において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(4) 当該事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事(地域密着型サービスを実施している事業所にあつては市町村長)に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。</p> <p>① 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p>

			<p>② 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施 又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8)(3)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を 全ての介護職員に周知していること。</p>
該当加算	短期入所生活送迎加算 (1日184単位)	約188円/日	ご自宅と施設の間を希望により施設の車にて送迎した <u>場合のみ</u> 加算されます。
	個別機能訓練加算	約57円/日	専従で機能訓練士を1名配置し、個別に計画書に基づき提供された場合に算定。
	療養食加算 (1日23単位)	約24円 / 日	入所者の疾病に合わせ医師の指示による食事箋に基づき療養食（糖尿病食、減塩食 等）を <u>提供した場合のみ</u> 算定。

- ※1 ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※2 介護保険制度の改正によりの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

**別紙4 【介護給付以外のサービス（施設内サービス利用料）】**

ご利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合の費用です。テレビ・冷蔵庫のレンタルは契約時に利用の有無について確認し、利用契約書に署名、捺印をいただきますのでご協力下さい。

項 目	単位等	金額等
<b>日用品費</b> 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で利用者（契約者）にご負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担していただきます。 ※ショートステイの場合、ご家庭から持参されなかった場合発生することがあります。 ・歯ブラシ ・ティッシュ ・タオル 等	1 個 単位	実費
<b>理容・美容に要する費用</b> 第1金曜日・第3金曜日の月2回、理・美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。 ・カット ・カット、顔そり ・カット、顔そり、シャンプー ・パーマ ・髪染め ・顔そり	1 回 〃 〃 〃 〃 〃	1 4 0 0 円 1 8 0 0 円 2 1 0 0 円 5 2 5 0 円 3 5 0 0 円～ 1 1 0 0 円
<b>レクリエーション・クラブ活動に要する費用</b> ご契約者（利用者及び関係人）のご希望により参加していただくことができます。 ・材料費 など	1 回	実費
<b>テレビ・冷蔵庫レンタル代</b> 当施設にてご用意してある家電を使用された場合に、その費用をご契約者（利用者及び関係人）にご負担していただきます。 ・テレビ ・冷蔵庫	1 日 1 日	5 0 円 5 0 円
<b>特別な食事の提供に要する費用</b> ご契約者（利用者及び関係人）のご希望に基づいて特別な食事を提供します。 ・特別行事食・出前 など	1 回	実費
<b>嗜好品の購入に要する費用</b> ご契約者（利用者）のご希望に基づいて施設内設備及び訪問販売をご利用いただけます。 ・ジュース等の嗜好品（施設には自動販売機を設置しております） ・その他の嗜好品 ヤクルト訪問販売（毎週火曜日） パン訪問販売（毎週水・木・金曜日）	各利用	実費
<b>預り金管理費</b> ご利用者様の希望時や、やむを得ず貴重品や多額な金銭（2,000 円以上）の持ち込みをされる場合は、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下のとおりです。 ○ お預かりできるもの：預金通帳、印鑑、年金証書、高額な金銭 等 ○ 保管管理者：施設長 保管管理者は預り金管理記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。	管理費 1 日	5 0 円  ※上限500円 まで

